

報告第3号 令和5年産米に向けたこれまでの検討経過

<10月5日 飼料用米・加工用米・輸出用米等拡大対策検討専門部会・品種構成・品質向上対策検討専門部会合同部会>

主な協議事項

- 水田農業をめぐる情勢（米価、民間在庫、需給動向等のほか水田活用直接支払交付金の動向）を踏まえ、令和5年産の制度別・用途別作付計画の策定に向けての課題及び論点整理。
- 主食用米のほか新規需要米等の需要動向を確認の上、制度別・用途別作付の考え方、留意すべき事項について協議。
- 穀物検定協会食味試験への出品対応について対応、実務の流れについて確認。

主な意見

(制度別・用途別作付計画の考え方)

- 水田フル活用を前提にした場合、飼料用米中心でいかざるを得ない。
- 10ha以上の大規模層は、100%主食では品質低下等を招く懸念もあり、やりきれない。飼料用米を前提に作業体系を組んでいる経営体もある。
- 輸出用米については、アメリカの水不足による不作等もあり機会はあるが時間がかかる。
- 加工用米については、リノベーション事業が時期的に合わない。加工業者も古米在庫を抱えている状況。
- 米粉は、推進したくても推進できない状況(古米の処理)。また、産地表示(「福島産」)に対する懸念の声もある。

(麦・大豆振興)

- 大豆の生産コストは低いが、小規模・高齢者では厳しい。当面は既存団地を中心に進めるしかない。
- 畑地化には、団地化が必要。
- 湿害対策として、新たに土壌づくりに向けた予算が必要。排水対策についても優良事例等の紹介を願いたい。
- 生産サイドからの議論(面積拡大)だけでなく、販売・需要を考えての取組が必要。

<11月7日 需要に応じた生産・販売にかかる地域農業再生協議会 説明会>

主な協議事項

- 水田農業をめぐる情勢、および食糧部会「基本指針」の報告
- 主食用米の需給改善の兆しは認められるが、引き続き「需要に応じた生産・販売」に取り組む必要があるとの認識のもと令和5年産の主食用米の生産数量の目安（面積）は、県全体で令和4年産実績と同規模の51,900haとして進めることを確認。
- 本県における作付け転換の中心である飼料用米について「定着化」に向けた取り組みが重要であること、水稻以外の麦・大豆等の畑作物への転換が必要であることを確認。

主な質問・意見

- 水田活用直接支払交付金の飼料用米の戦略作物助成の見直しに関する動向（専用品種化を要件とすること等）、多収品種の知事特認に関する質問。
- 飼料用米の専用品種の作付け割合が、県によってだいぶ異なるが、本県において専用品種の作付け割合が低い要因に関する質問。
- 来年産の肥料、農薬、種もみの手配はすでに済んでいる。飼料用米の専用品種要件化となれば、現場は混乱し、主食用米への揺り戻しが起きるといった意見。
- 都道府県連携事業の「対象作物の作付面積を3年間維持又は拡大すること」の条件の見直しに対する要望。

以 上